

三年間保存

# 塗装室&調色室（環境測定及び局所排気装置）・サンディングルーム等の定期自主検査記録表

使いやすい・判りやすく・管理しやすく・1ヶ月1枚として自主管理できるように纏めて見ました。（保守と環境を自主管理する理想的な点検実施の予定表を作成しました。） 株式会社KENTEX作成

事業所名	事業所管理責任者	保守管理者 台数がある 場合は	自主点検実施日 平成 年 月 日 時	外部委託点検機関
月管理 H 年 月	点検実施機種名	号	自主点検予定日 平成 年 月 日	機器設備業者名

点検項目／内容	点検方法	毎日 & 1 週間の点検実施日																															自主 点検	外部 委託						
		毎日	1週間	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月以内	1ヶ月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25			26	27	28	29	30	31
作業者の健康・環境管理及び健康診断 社員の健康診断（尿又は血液検査）	外部委託					( )																																	( )	
局所及び職場の環境測定	外部委託					( )																																	( )	
塗装室内の16ヶ所の風速測定	測定					( )																																( )	( )	
日常の社員の健康管理と確認点検																																								
社員の始業時の健康問診	問診	( )																																				( )		
防毒マスク使用の心得とマスク点検	点検	( )																																				( )		
有機溶剤取り扱い心得	確認	( )																																				( )		
騒音・振動・悪臭・公害管理の点検																																								
外部への騒音チェック	聴感	( )																																				( )		
外部への振動チェック	聴感	( )																																				( )		
塗装設備機器の外部周辺への点検	目視	( )																																				( )		
汚濁・汚水・分離槽点検	目視	( )																																				( )	( )	
その他・消化設備等の点検	目視		( )																																			( )	( )	
塗装室の給気装置点検																																								
給気1次フィルターの汚れ、目詰り	目視	( )																																				( )		
給気1次フィルターの清掃	清掃				( )																																	( )		
給気1次フィルターの交換	交換				( )		( )																														( )	( )		
給気2次フィルターの汚れ、目詰り	目視	( )			( )																																	( )		
給気2次フィルターのエアブロー	清掃	( )																																				( )		
給気2次フィルターの交換	交換				( )																																( )	( )		
給気室の汚れ	目視	( )			( )																																	( )		
運転時の異常音	聴感	( )																																				( )		
Vベルトの張り具合	点検	( )																																				( )		
モーターの加熱状態	測定	( )																																				( )		
給油箇所にグリース給油	点検	( )																																				( )		
ダンパーの作動状態の確認	聴感	( )																																				( )		
エアシリンダーの作動確認	聴感	( )																																				( )		
塗装室の排気装置の点検																																								
排気フィルターの汚れ、目詰り	目視	( )																																				( )		
排気BOX内の汚れ	目視	( )																																				( )		
運転時の異常音	聴感	( )																																				( )		
Vベルトの張り具合	点検	( )																																				( )		
モーターの加熱状態	測定	( )																																				( )		
給油箇所にグリース給油	点検	( )																																				( )		
排気ダンパーの内圧状態の確認	調整	( )																																				( )		
塗装室本体の点検																																								
腐食・損傷の確認	目視				( )																																	( )		
照明器具の点検・照度の確認	目視測定	( )																																				( )		
扉の開閉状態の確認	作動確認	( )			( )																																	( )		
塗装室内のフロアー清掃	清掃	( )																																				( )		
塗装室内の清掃 グレーチング	清掃	( )																																				( )		
塗装室内の清掃 床シャッター	清掃	( )																																				( )		
燃料（バーナー）の点検																																								
タンク・ストレーナーの清掃	清掃				( )																																	( )		
配管・ホースのヒビ、燃料漏れ確認	目視				( )																																	( )		
バーナーの作動状態の確認	目視				( )																																	( )		
制御盤・配電盤等の点検	目視				( )																																	( )		

- ☆技術者の健康管理及び塗装局所設備のメンテナンス注意事項を作成しました。（1枚の記録簿で管理）
- 1) 安全な作業をするために必ず定期点検をしてください。点検時は塗装室内に車を入れないでください。
  - 2) 電気系統を点検する場合は、電源を切るか、高圧部に触れないように注意してください。
  - 3) 各部のフィルター点検、交換時は、ねじの締め忘れの無いように注意してください。
  - 4) 職場内、ダクト外部等の環境測定は、環境測定機関に依頼してください。（資格が必要です。）
  - 5) 塗装室等は、製造メーカー、また購入業者と定期的なメンテナンス契約をお勧めします。
  - 6) 労働安全衛生法第299条で、塗装、乾燥設備及び付帯設備は定期自主検査を行い、3年間保存。  
（定期自主点検は、1年に1回は義務づけられておりますが、この表では最良の検査をご提案します。）
  - 7) 点検項目と検査場所、検査結果、その検査結果に基づいて、修理・調整・交換等の作業内容を議事録にして、3年間保存する。

定期自主検査記録表の記入方法

点検項目・点検時期とその方法	点検方法	点検実施日		自主点検	外部委託
		毎日・1週間	1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月・1ヶ月		
社員の健康診断	外部委託	(10/11)	労働安全福祉協会	( )	(10/11実施)
局所及び職場の環境測定	外部委託	(10/15)	労働安全福祉協会	( )	(10/15実施)
社員の始業時の健康問診	問診	(10/17)		(異常無し)	( )
外部への騒音チェック	聴感	(10/21)		(問題無し)	( )
給気1次フィルターの清掃	清掃	(10/22)		(点検清掃)	( )
給気2次フィルターの交換	交換	(10/25)		( )	(ケンテックスへ)

※毎日・1週間に一度までは、この表で管理保存してください。1ヶ月～1ヶ年の自主・外部委託検査は定期自主検査書に記入の上、3年間保存します。（特に健康診断・環境測定は必ず行って下さい。）